

3C-43-759-53建-4

都市計画及び
都市計画事業の
決定書類等

(昭和43年~44年)

鳥取県・青森県・東京都
岡山県

省庁名	建設省
移管年度	昭和53年
箱番号	759
件名番号	
備考	4

東京

都市計画高速鉄道の

変更及追加について

建設省決裁文書

保存 永久・10年・5年・3年・2年

分類 0.2.3.9.

標題

東京都市計画高速鉄道の変更及び追加について

上記のことについて、次のとおり審議会に付議し原案どおり議決答申されたときはこれを決定し告示してよろしいか、伺う。

秘区分 秘期間
/ /

大臣 政務次官 事務次官 技監 官房長 文書課長 文書課 決裁区分

大臣 [Signature] 政務次官 [Signature] 事務次官 [Signature] 技監 [Signature] 官房長 [Signature] 文書課長 [Signature] 文書課 [Signature] 決裁区分 甲

昭和 43年 10月 11日 起案 昭和 43年 10月 26日 決裁

主務局 都市局 主務課 都市計画課 起案者 電話 (4/4)

都市局長 都市計画課長

参考官 技術参考官 道路課長

都市総務課長

合議局 道路局

道路局長

路政課長

次長

道路総務課長

官 署 (携 載 済)
建設省告示 第 3731 号
昭 和 年 月 日

昭和 43年 10月 26日 施行 案件 登録 番号

施行注意

文書管理主任者

主務局 主務課

建設省 東 都計発第 198 号

要官報登載

赤尾 氏家

建設省 都計発第 号

浄書部数 浄書 照合 発送

発送用 部 月 日

建設省 都計発第 号

事務用 部 印 印 印

建設省 都計発第 号

計 部

建設省起案用紙(甲)

文書係 関了

理由書

吾等以知有、最近の人口の増加、
其の交通量の増加、
其の交通量の増加、
其の交通量の増加、
其の交通量の増加、

1. 結果、
[] 年、
[] 年、
[] 年、

2. 結果、
[] 年、
[] 年、
[] 年、

3. 結果、
[] 年、
[] 年、
[] 年、

結果、
[] 年、
[] 年、
[] 年、

1. 結果、
[] 年、
[] 年、
[] 年、

建設省告示第

(43)

3731

号

都市計画法第三条第一項の規定により、東京都都市計画高速鉄道を
変更し及び追加したので、

同法同条第二項及び同法施行令第一条の規定により、次のように告示する。

ただし、その効力は、昭和 年 月 日 から生ずるものとする。

昭和 年 月 日

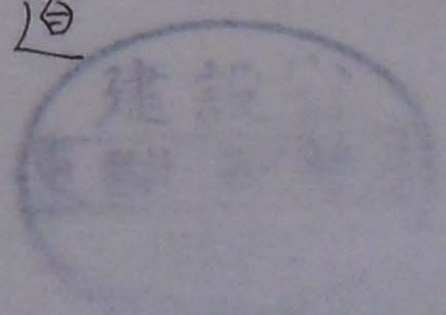
建設大臣 保利 茂

一 都市計画の名称及び施設の種類の種類

東京都都市計画高速鉄道(第三号線ほか四路線)

一 関係図書の縦覧場所

東京都庁



東都審収第 225 号

昭和43年10月30日

建設大臣 殿

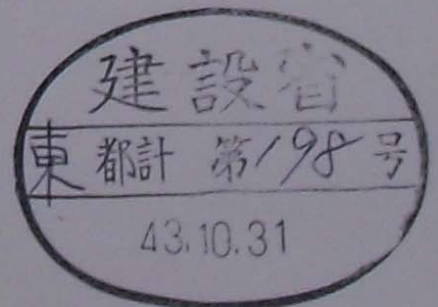
東京都市計画地方審議会長

東京都知事 美濃部 亮 吉



東京都市計画高速鉄道の変更及び追加について。

昭和43年10月26日付建設省東都計発第198号で付議されましたこのことについて、10月29日開催の本審議会において、原案のとおり議決しましたので答申します。



議題 2577号

東京都市計画高速鉄道の変更及び
追加について

2577-2

建設省東都計発第198号
昭和43年10月23日

東京都市計画地方審議会長 殿

建設大臣

東京都市計画高速鉄道の変更及び
追加について (付議)

前記について 都市計画法第3条の規定により、次のように審議会
に付議する。

東京都市計画高速鉄道の變更及び追加

都市計画高速鉄道中第3号線ほか2路線は次の路線を次のように變更し、都市計画高速鉄道に第10号線ほか1路線を次のように追加する。

路線名	区	終点	終点	主要な経路	正線 (No.10)	方式	橋長 (メートル)	駅数	主要中間駅	備考
3号線	渋谷区大和町 駅付立)	台東区三ノ輪一丁目	北青山二丁目、赤坂三丁目、芝の門、新橋一丁目、銀座四丁目、須田町一丁目、上野六丁目(上野駅付立)、浅草一丁目、浅草七丁目、日本堤一丁目各付立	約 17.3	地下式	8.22~8.14	1	新橋、赤坂見付		
4号線	豊島区西池袋一丁目 (池袋駅付立)	杉並区板橋三丁目 (板橋駅付立)	大塚一丁目、本郷三丁目、湯島一丁目、丸の内一丁目、銀座四丁目、豊ヶ岡一丁目、永田町一丁目、赤坂三丁目(赤坂見付)、四ツ谷一丁目(四ツ谷駅付立)各付立	23.5	地下式	10.48 8.34	1	新橋、池袋、赤坂見付、板橋、豊島		
5号線	中野区本町道二丁目	杉並区方南二丁目	弥生町二丁目付立		27	地下式	1	板橋	お茶の水	
6号線	練馬区練馬一丁目 (練馬駅付立)	中央区銀座一丁目	桜台一丁目、小竹町二丁目、向原一丁目、豊町二丁目、西池袋一丁目、南池袋二丁目、東池袋五丁目、音町二丁目、関口一丁目、板橋二丁目(板橋駅付立)、九段北四丁目(市ヶ谷駅)、麹町四丁目、霞が関一丁目、有楽町二丁目、各付立	16.5	地下式	16.0 3-ル(部) 幅19.5 (深)10.0	1	板橋、有楽町線	向原、池袋、板橋、市ヶ谷、有楽町	

理 由 書

首都における最近の人口分布の変化に基づく交通量の激増に対処す
るため、本来のように計画を変更及び追加し、もつて都市交通の円滑
を図り、首都の機能の維持及び増進に資しようとするものである。

新 旧 対 照 表

-----は変更前を示す。

路線名	起 点	終 点	延 長 (キロメートル)	幅 員 (メートル)	線 数	備 考
3号線	武谷区大町 ^甲 町 (武谷 駅付近)	台東区三ノ輪一丁目	約 17.3	5.720 ~ 3.14	複 線	起点及び延長の変更
	世田谷区云川町 (二子五川橋駅付近)		26.0			
4号線	豊島区西池袋一丁目 (池袋駅付近)	杉並区深空三丁目 (池袋駅付近)	23.5	10.48 ~ 8.34	複 線	起点及び延長の変更
	板橋区上赤塚町 (成海駅付近)		35.5			
8号線	中野区本町通二丁目	杉並区方南二丁目	2.7			線
	練馬区練馬一丁目 (練馬駅付近)	中央区銀座一丁目	16.5	開 削 部 100	複 線	
分 岐 線	板橋区上赤塚町 (成海駅付近)	練馬区小竹町二丁目	6.3	ミール部 (幅) 19.5		起点、終点及び延長の変更、分岐線2線並行
	練馬区中村北三丁目 (中村橋駅付近)	文京区音羽二丁目	2.1	(幅) 10.5		
分 岐 線	練馬区中村北三丁目 (中村橋駅付近)	豊島区江東橋 (錦糸町付近)	約 17.5			

NO. 5

4 枚

東京都

5-36-43-759-533-4-14^P

43首計二施発第36号

昭和43年10月2日

建設大臣 殿

東京都知事

美濃部 亮吉

東京都市計画高速鉄道の変更及び
追加について

このことについて、別紙のとおり御決定くだ
さるようお願いいたします。

43首計二施発第36号

昭和43年10月2日

建設大臣 殿

東京都知事

美濃部 亮 吉

東京都市計画高速鉄道の変更及び
追加について

このことについて、別紙のとおり御決定くださるようお願いいたします。

首都高速道路3号線(2期)の建設に伴う現玉川線及び新玉川線の処理方針

首都高速道路3号線(2期)の建設に伴う現玉川線及び新玉川線について次のように措置する。

第1 首都高速道路3号線(2期)の建設に当つては、現玉川線の軌道を平面移設する方法にかえ、バスによつて軌道利用の乗客の輸送を確保する方法をとるものとする。

従つて、現玉川線渋谷～二子玉川間線の軌道は、高速道路の着工時期を勘案し、所長の手配を講じおおよそ6月以内にこれを廃止するものとする。

第2 新玉川線は、三軒茶屋～蛇崩れ～新町間の現ルートを玉川通り旧道経由に変更するものとする。

第3 高速道路の建設に際し、新玉川線の一部について同時進行を行なうものとし、その区間は大塚～三軒茶屋間、その他所長の区間とする。

第4 バス代行に要する経費の負担並びに同時進行に関する工事の進行方法及び費用負担については、関係者が別途協議するものとする。

第5 軌道の廃止及びこれに伴うバス運行、新玉川線のルート変更等に伴い必要となる都市計画の変更並びに軌道法、地方鉄道法の規定に基づく許認可等の随手続について、関係者は相互に協力してそ

の円滑な処理を図るものとする。

昭和43年8月31日

建設省都市局長 竹内 廉 典

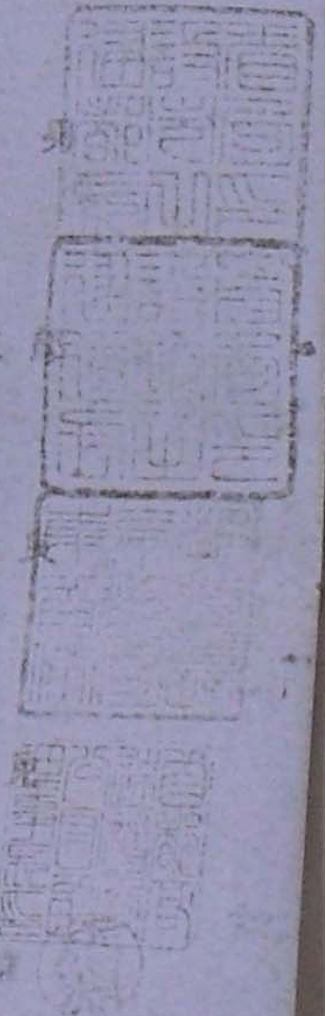
建設省道路局長 菅 輪 雄二

東京都首都整備局長 石 井 興 典

首都高速道路公団
副理事長 梶 子 梨 博

東京急行電鉄株式会
社事務取締役 馬 南 夏 雄

備考、昭和43年1月5日付けで建設省首都高速
道路公団及び東京急行電鉄（株）が交換した党書は、
廃止する。



「都市計画高速街道の変更及び追加について」

新橋連絡

昭和43年10月 日

東京都首都圏整備局都市計画部

施設計画課長 松浦義三 ~~氏~~

今回の都市計画高速街道網の決定に当りては、3号線、4号線及び8号線の一部変更並びに10号線及び11号線の追加にとり、7号線については変更しない。しかし、麻布十番～六本木二丁目間は高速道路の橋脚の施工は非常に困難であり、他の区間についても堤防構築等の調整が必要とされている。特に足立西側の部分は既に定ルートでは8号線と変更の上、位置を移して頂く。今後、11号線の施行時期等を念頭に引続き検討を行いたい。

5-30-43-759-53連-4-15

東京及びその周辺における高速鉄道を中心とする交通網の整備増強に関する基本計画の再検討について

(答 申 第 1 0 号)

昭和43年4月10日

都 市 交 通 審 議 会

都市交通審議会答申第10号

昭和43年4月10日

運輸大臣 中曾根 康 弘 殿

都市交通審議会

会長 島 田 幸 一

都市交通審議会は、都市交通審議会令（昭和30年政令第130号）第1条の規定に基づき、昭和42年11月13日付け諮問第6号「東京及びその周辺における高速鉄道を中心とする交通網の整備増強に関する基本計画の再検討について」に関し、次のとおり中間答申する。

(1)

中間答申

本審議会は、東京及びその周辺における旅客輸送力の整備増強について、昭和31年8月、35年8月及び37年6月にそれぞれ答申を行ない、高速鉄道を根幹とする交通網及びその輸送力の整備増強について、昭和50年を目途とした基本計画を策定した。

しかし、最近における東京及びその周辺の人口の増大は激化の一途を辿り、通勤通学輸送の逼迫、路面交通の渋滞、住宅難はいよいよ深刻化し、この際更に抜本的な交通体系の整備計画を確立しなければ、首都の機能を維持し、首都圏における住民の生活を安定させることも期待することができない事態に立ち至つた。

本審議会は、昨年11月以来基本計画の再検討を行なうべく審議を重ねてきたが、都心部への通勤通学輸送需要はとくに当初の予測をはるかに上回る増大を示しており、郊外私鉄等と連絡して都心への輸送を担当している地下高速鉄道路線の混雑の救済が焦眉の急であること及び最近における都心部の拡大、副都心の発展等都市構造の変化に対応して地下高速鉄道網の一部を緊急に追加乃至変更すべき必要のあることを認識し、差当りこれが対策を講ずるため、中間答申として、緊急に整備すべき池袋、新宿及び渋谷の各方面から都心に至る路線の設定を中心とし、在来の地下高速鉄道網を次のように改訂することが適当であるとの結論に達し

た。

本審議会は、引続き昭和60年を目途とする首都圏における交通対系の整備計画について審議を進めていくこととする。

記

- (1号線) 品川及び西馬込の各方面より田町、新橋、浅草橋及び浅草の各方面を経て押上方面に至る路線
- (2号線) 中目黒方面より六本木、霞が関、築地、茅場町、上野及び三ノ輪の各方面を経て北千住方面に至る路線
- (3号線) 渋谷方面より赤坂見附、新橋、神田、上野及び浅草の各方面を経て三ノ輪方面に至る路線
- (4号線) 荻窪及び方南町の各方面より中野坂上、新宿、赤坂見附、銀座、大手町及びお茶の水の各方面を経て池袋方面に至る路線
- (5号線) 中野方面より高田馬場、飯田橋、大手町、茅場町、東陽町及び西船橋の各方面を経て東武鉄道野田線方面に至る路線
- (6号線) 桐ヶ谷方面より五反田、三田、日比谷、春日町、巣鴨及び板橋の各方面を経て大和町方面に至る路線
なお、本路線中桐ヶ谷・三田間については、輸送

需要等を考慮し、将来再検討することとする。

(7号線) 目黒方面より飯倉片町、永田町、市谷、駒込、王子の各方面を経て赤羽方面に至る路線

なお、本路線については、将来埼玉方面への延伸を検討することとする。

(8号線) 成増及び練馬の各方面より向原及び池袋の各方面を經由し、また中村橋方面より目白方面を經由し、護国寺、飯田橋、市谷、永田町、有楽町及び銀座の各方面を経て明石町方面に至る路線

なお、本路線中中村橋・護国寺間については、輸送需要、宅地の開発等を考慮し、将来中村橋及び護国寺からの路線の延伸等を検討することとする。

(9号線) 喜多見方面より代々木上原、原宿、永田町、日比谷、池之端及び日暮里の各方面を経て綾瀬方面に至る路線

(10号線) 芦花公園方面より新宿及び靖国通りの各方面を經由し、市谷、神保町、須田町及び浜町の各方面を経て住吉町方面に至る路線

(11号線) 二子玉川方面より三軒茶屋、渋谷、神宮前、永田町、九段下、神保町及び大手町の各方面を経て駒

設町方面に至る路線

(12号線) 新宿方面より春日町、上野、深川及び月島の各方面を経て麻布方面に至る路線

なお、本路線は環状線とすることも考えられるので、経路の一部については、将来再検討することとする。

なお、今後東京湾埋立地及び江東方面の開発計画の進捗に伴い、これらの地域における輸送需要が増大することも考えられるので、その際は、必要に応じ、地下高速鉄道の整備を検討することとする。

上記路線の建設に当たって、各系統相互及び他の高速鉄道との連絡をとくに便利なものとするよう、停車場及び乗換施設等について充分配慮し、更に車庫用地の確保にも充分留意しなければならない。

上記路線は、おおむね別表上欄に掲げる整備計画によつて建設を行なうことが適当であり、これにはおおむね別表下欄に掲げる資金を必要とする。

地下高速鉄道整備計画

別表

路線番号	区間 (キロ程)	昭和年度	44	45	46	47	48	49	50
1	押上・品川 (1.99キロ)	43							
5	中野・西船橋 (3.10キロ) 野田線方面延伸 (2.0キロ)								
6	桐ヶ谷・大和町 (3.05キロ)								
7	目黒・赤羽 (2.05キロ)								
8	増馬・明石町 (2.32キロ) 中村橋・護国寺 (2.96キロ)								
9	喜多見・綾瀬 (3.24キロ)								
10	芦花公園・住吉町 (2.05キロ)								
11	二子玉川・蛸殻町 (1.98キロ)								
12	新宿・麻布								
建設費概要			3,040億円		6,010億円		2,970億円		
合計			3,040億円		6,010億円		2,970億円		

(注) 本表の工事期間及び建設費概算には郊外私鉄建設分を含まない。

参 考 資 料

1. 都市交通審議会委員名簿
2. 都市交通審議会幹事名簿
3. 都市交通審議会開催年月日一覧表
4. 諮問第 6 号の審議経過概要

1 都市交通審議会委員名簿（50音順）

学識経験者

- | | |
|--------|-----------------|
| 愛川重義 | 読売新聞社論説委員会副主筆 |
| 厚川正夫 | 毎日新聞社論説委員 |
| 井口竹次郎 | 大阪瓦斯株式会社取締役会長 |
| 石井昭正 | 日本通運株式会社専務取締役 |
| 石田礼助 | 日本国有鉄道総裁 |
| 石原周夫 | 日本開発銀行総裁 |
| 佐々部晩穂 | 東海銀行株式会社取締役会長 |
| ◎島田孝一 | 早稲田大学名誉教授 |
| 鈴木清秀 | 帝都高速度交通営団顧問 |
| 関義長 | 三菱電機株式会社取締役会長 |
| 滝山養 | 東京工業大学講師 |
| 富樫凱一 | 日本道路公団総裁 |
| 富永祐治 | 大阪市立大学名誉教授 |
| 根津嘉一郎 | 社団法人 日本民営鉄道協会会長 |
| ○狭間茂 | 自治省参与 |
| 浜崎則雄 | 朝日新聞社論説委員 |
| 林敬三 | 日本住宅公団総裁 |
| 松井達夫 | 早稲田大学教授 |
| 八十島義之助 | 東京大学教授 |

関係行政機関

新井 裕	警察庁長官
尾之内 由紀夫	建設事務次官
川出 千速	経済企画事務次官
桑原 幹根	愛知県知事
左藤 義詮	大阪府知事
佐藤 光夫	運輸事務次官
柴田 護	自治事務次官
谷村 裕	大蔵事務次官
友末 洋治	首都圏整備委員会委員
美濃部 亮吉	東京都知事

(注) 1. ◎は会長、○は会長代理である。

2. 委員の異動は次のとおりである。

昭和42年11月18日 森 恭三 退任

" 11月27日 浜崎 則雄 就任

" 11月29日 尾之内 由紀夫 就任

2. 都市交通審議会幹事名簿

鈴木 光 一	警察庁交通局長
小口 喜久二	首都圏整備委員会事務局計画第二部長
井上 文 治	近畿圏整備本部審議官
加藤 爽	中部圏開発整備本部審議官
町田 直	運輸省官房長
蜂須賀 国 雄	運輸省大臣官房参事官
増川 遼 三	運輸省鉄道監督局長
黒住 忠 行	運輸省鉄道監督局国有鉄道部長
山口 真 弘	運輸省鉄道監督局民営鉄道部長
鈴木 瑞 吉	運輸省自動車局長
渋谷 正 敏	運輸省自動車局業務部長
水野 節比古	運輸省東京陸運局長
若尾 宏	運輸省大阪陸運局長
竹内 藤 男	建設省都市局長
養 輪 健二郎	建設省道路局長
石井 興 良	東京都首都整備局長
鈴木 亀太郎	東京都交通局長
国 島 文 彦	警視庁交通部長

(附) 1. 幹事の異動は次のとおりである。

昭和42年12月7日 山田 正 男 退任

” 12月7日 石井 興 良 就任

昭和43年1月23日
" 1月29日
" 1月29日

原山亮三 退任
安富由理男 退任
若尾 宏 就任

3. 都市交通審議会開催年月日一覧表

(諮問第 6 号関係)

会 議 名	開 催 年 月 日
第 5 7 回 都 市 交 通 審 議 会	昭 和 4 2 年 1 1 月 1 6 日
第 5 8 回 "	" 1 2 月 7 日
第 5 9 回 "	" 1 2 月 1 1 日
第 6 0 回 "	昭 和 4 3 年 1 月 2 9 日
第 6 1 回 "	" 2 月 1 4 日
第 6 2 回 "	" 2 月 2 8 日
第 6 3 回 "	" 3 月 1 8 日
第 6 4 回 "	" 4 月 1 0 日

4. 諮問第6号の審議経過概要

第57回都市交通審議会

1. 委員の異動の紹介及び会長空席により会長の互選を行なった。
2. 運輸大臣から諮問第6号が出され、その諮問理由説明及び事務局から首都交通圏における旅客運送状況等について説明があつた。

第58回都市交通審議会

1. 事務局から東京都区部における通勤通学輸送混雑の将来推計について説明があつた。
2. 関係鉄道事業者である日本国有鉄道、東京都及び帝都高速度交通営団から現状と対策について説明を聴取した。

第59回都市交通審議会

前回に引続き関係鉄道事業者である東武鉄道、西部鉄道、京王帝都電鉄、小田急電鉄、東京急行電鉄、京浜急行電鉄及び京成電鉄から現状と対策について説明を聴取した。

第60回都市交通審議会

1. 事務局から前回と前々回の審議会において、関係鉄道

事業者から聴取した問題点についての要約の説明があつた。

2. 昭和46年度の通勤通学輸送混雑度推定資料について事務局から説明があつた。
3. 丸の内線及び銀座線の輸送対策として3路線を設けるとの地下鉄路線網改訂試案が事務局から提示され、説明があつた後審議を行なつた。

第6 1回都市交通審議会

前回事務局から提示された地下鉄路線網改訂試案について審議を行なつた。

第6 2回都市交通審議会

1. 前回委員から指摘のあつた事項につき、東京都首都整備局都市計画第一部長から都心の容積率と現状について、運輸省港湾局臨海工業地帯課長から東京湾港湾計画について、事務局から4号線延伸線の問題について、それぞれ説明があつた。
2. 事務局から中間答申案が提示され、説明があつた後審議を行なつた。

第63回都市交通審議会

1. 前回委員から指摘のあつた江東地区における都電撤去計画に対する代替輸送機関の対策について事務局から説明があつた。
2. 前回提示された中間答申案について審議を行なつた。

第64回都市交通審議会

1. 前回問題となつた8号線の永田町以東のルートについて、松井委員からその後の東京都都市計画審議会における審議結果について説明があつた。
2. 事務局から中間答申の第2次案が提示され、これについて審議した後、一部字句を修正の上決定して運輸大臣に答申した。

5-30-43-759-53連-4-16

議 第 2 5 7 6 号

東京都市計画高速鉄道調査
特別委員会の報告について

昭和43年10月29日

東京都市計画地方審議会長

東京都知事 美濃部 亮 吉 殿

東京都市計画高速鉄道調査特別委員会

委員長 飯 沼 一 省

東京都市計画高速鉄道調査特別委員会の報告
について

本特別委員会は、昭和36年2月17日開催の第110回東京都市計画地方審議会において、高速鉄道網改訂計画の調査、立案を付託され、その報告に基づいて、現在9路線延長約234キロメートルが計画決定されております。

その後、東京圏の発展に伴う交通事情にかんがみ、昭和43年2月22日に本特別委員会を再開し、過去4回にわたり、慎重審議をいたしました結果、次のとおり高速鉄道網を変更、追加すべきであるとの結論に達しましたので報告いたします。

1. ま え が き

首都東京の高速鉄道細計画は、昭和21年12月7日、5路線延長約101.6キロメートルが決定されて以来、数回にわたって改定がなされ、昭和39年12月16日、9路線延長約219キロメートルが決定されました。更に昭和40年6月7日、第5号線が西船橋まで延伸され、9路線延長約234キロメートルとなり、現任に至っております。

その後、東京及びその周辺における人口の増大は激化の一途をたどり、通勤通学輸送のひっ迫、路面交通の渋滞等交通難はいよいよ深刻化し、この際更に抜本的な交通体系の整備計画を確立しなければ、首都の健全な機能を維持し、首都圏における住民の生活安定させることは、期待できない状況となってまいりました。すなわち、都心地区への業務街の過集中、都心地区夜間人口の漸減、住宅街の近郊地帯（20～40キロメートル圏域）への無秩序な拡散等の諸原因から、通勤通学交通は、既設路線への過集中とともに、乗車距離の遠距離化が顕著になり、ラッシュ時の片荷交通の激化を促し、交通機関の非効率的な現象を惹起しております。地下鉄を除く高速交通機関の現況をみますと、国鉄においては、中央線をはじめ、総武、常磐、東北及び東海道線の増設計画が進められており、私鉄においても、各施設の改良計画、線増等輸送力増強が図られております。しかし、国鉄、私鉄、地下鉄の主要拠点である池袋、新宿、渋谷の各副都心ターミナルにおいては、ますます混雑度を増しております。この窮状に対処すべく、東京都では、運輸省及び建設省と協議を重ね、検討を続けておりましたが、このたび運輸省の諮問機関である都市交通審議会の中間答申もあり、次のような基本構想に基づいて、とりあえず別紙図面の高速鉄道網を設定すべきであると存じます。

2 基本構想

高速鉄道網計画の設定にあたっては、将来の東京の都市構造のあるべき姿を想定し、基本的な高速鉄道網計画のビジョンを持つことが必要であります。

首都東京の将来の都市構造は、千代田、中央、港のいわゆる都心3区を中心とする現状の一心型の都市構造から、都心、副都心、副々都心、流通センター等多数の核をもつて構成される多心型の都市構造へと移行させることが望ましいと考えます。これによって、都市機能は均等化され、通勤距離の短縮、通勤方向の均衡化が達成され、効率的な都市構造となるでしょう。

このように、首都東京の発展を一心型から多心型へと移行させるために、街路網計画、容積地区計画等の再検討により、都市の基本的構成を再編成してまいりましたが、これらの計画と均衡のとれた高速鉄道の計画を早急に樹立することが、その目的達成のためには欠くことができません。すなわち、将来の多心型都市構造に適合する高速鉄道網計画の樹立を基本的なビジョンとして、とりあえずは、現状の窮状に対処すべく既定各種交通機関の整備増強及び新しい高速鉄道網の増設を図るべきであると存じます。

3 高速鉄道の現況及び将来

(1) 現況

東京都及びその周辺の人口推移を見ますと、千代田、中央、港の都心3区では、既に減少傾向をたどっており、新宿、文京、台東、渋谷、江東等の都心周辺区では、横ばいから減少方向へ向かっております。

これに対して、区部内周辺区及び市郡部においては、昭和35年から5箇年間に突に約45%の増加を示しており、その後も同様な傾向をたどっております。また最近の宅地開発の推移をみますと、東京北部及び東京郊外の市街地化が急速に進行しており、日本住宅公団の大団地の開発も千葉県及び埼玉県へと伸びている状況であります。この結果、国鉄線については、京浜東北線、中央線の増加傾向が著しく、また私鉄線については、西武池袋線、東武東上線、同伊勢崎線、小田急線及び京王帝都京王線等において、増加傾向が著しく、その他の線については、それほど急激な増加はみられません。地下鉄線のうちでは、特に丸の内線及び銀座線が各ターミナルの乗降人員の伸びを受けて、ラッシュ時における通過人員は、既に限界に達している状態にあります。この混雑を多少なりとも緩和するために、現在、第6号線が東武東上線と、また第9号線が小田急線とそれぞれ直通運転をすべく工事中であります。

(2) 将来計画

東京都の人口は、昭和40年で区部約889万人、市郡部約194万人、計約1,083万人となっており、昭和60年では、区部約950万人、市郡部約350万人、計約1,300万人と想定されております。更に周辺7県を加えた東京圏の人口は、昭和40年で約2,693万人であります。昭和60年では約3,800万人と想定されております。これらを基に、過去の実績から、都心へ流入する通勤、通学者数を推定しますと、昭和60年には、都心3区へ約240万人、都心10区へ約380万人となります。そこで既定各高速鉄道の整備計画に池袋、新宿、渋谷、江東方面から都心に至る新線の輸送力を加えて、都心10区の境界線上で、昭和60年のラッシュ1時間の乗車効率を算出しま

すと約180～240%となります。乗車効率からみますと、ラッシュ
ユ30分間はラッシュ1時間の約2割の増加が見込まれますので、ラ
ッシュ1時間で乗車効率150%を標準とすることが望ましいものと
思われます。したがって、更に数線の増強を図る必要があると存
じますが、この全体計画については、国鉄の通勤新幹線、また高速道
路を利用しての通勤高速バス等の計画との関連もありますので、なお
引き続いて検討することとし、当面、池袋、新宿、渋谷の各副都心の
救済を図る計画を決定すべきであると存じます。

4. 当面の高速鉄道網計画

これについては、別表-1のとおり、既定9路線のうち3路線の改良及
び新たに2路線の追加をすべきであると存じます。すなわち、第8号線
は、西武池袋線を受けて池袋駅の救済及び皇居西側地区の開発を図り、
都心に至るものとし、また旧第4号線成増～池袋間については、現
在既に第4号線が限界に達しているので、この第8号線の分岐線として
輸送需要に対処します。次に第10号線は、京王帝都京王線を受けて新
宿駅及び神田地区の救済を図り、江東地区の都電撤去後の輸送需要に対
処し、住吉町に至るものとし、次に第11号線は、旧第3号線二子
玉川園～渋谷間の輸送需要を受けて、渋谷駅の救済及び皇居西側地区の
開発を図り、都心に至るものとし、都市高速鉄道相互の交差方法は、
おおむね別表-2のとおりであります。各路線とも他路線との接続方
法については、実施にあたって、十分考慮、検討すべきであると存じま
す。

なお、今回報告の路線は緊急に整備すべき池袋、新宿及び渋谷の各方
面から都心に至る3路線であります。

- 1) 第8号線の中村橋～護国寺間の分岐線の延伸別線化及び明石町以遠への延伸。
- 2) 第10号線の新指以西への延伸及び江東地区、江戸川地区の交通需要を考慮しての住吉町以東への延伸。
- 3) 第11号線の蛸殻町以遠への延伸等引き続いて検討すべき点がございます。

これらについては、更に追加すべき路線（環状線を含めて）と合わせて、首都圏整備計画、都市計画の基本方針に準拠し、都心の分散、副都心の育成、中間地域の開発等将来の都市構造の再編成を考慮して、早急に決定すべきであると存じます。

東京都市計画高速鉄道調査報告書

別表一

概略位置は別図のとおり

路線名	起点	終点	主要な沿道地	延長 (km)	備考
一 号線	大田区西馬込二丁目	豊田区押上一丁目	中馬込二丁目、西五反田二丁目、菅野二丁目、芝五丁目、新橋二丁目、銀座東四丁目、日本橋江字橋一丁目、日本橋人形町三丁目、浅草橋一丁目、駒形一丁目、吾妻橋二丁目各付立	4.5	
			高輪三丁目付立	1.5	
二 号線	目黒区目黒三丁目	足立区十住旭町	蓮北考西一丁目、広尾五丁目、西麻布四丁目、芝神谷町渡々間二丁目、有楽町一丁目、銀座西四丁目、築地三丁目、日本橋茅場町二丁目、日本橋人形町二丁目、神田祇永町、上野七丁目、三ノ輪二丁目、南千住四丁目各付立	20.5	
			北青山二丁目、赤坂三丁目、芝虎ノ門、新橋一丁目、銀座四丁目、神田須田町一丁目、上野六丁目、浅草一丁目、浅草七丁目、日本橋一丁目各付立	17.5	
三 号線	豊島区西池袋一丁目	杉並区政達三丁目	大塚一丁目、本郷三丁目、湯島一丁目、丸ノ内一丁目、銀座四丁目、渡	23.5	
			竹園一丁目、永田町一丁目、赤坂三丁目、四ツ谷一丁目、角筈一丁目各付立		
四 号線	中野区本町通り三丁目	杉並区方南二丁目	弥生町二丁目付立	2.7	
			戸塚町二丁目、早稲田町、飯田町二丁目、大井町一丁目、日本橋道一丁目、日本橋茅場町一丁目、深川門前仲町、東陽四丁目、南砂三丁目、長	31.0	
五 号線	中野区中野五丁目	千代田区船橋市山野町	島町各付立		

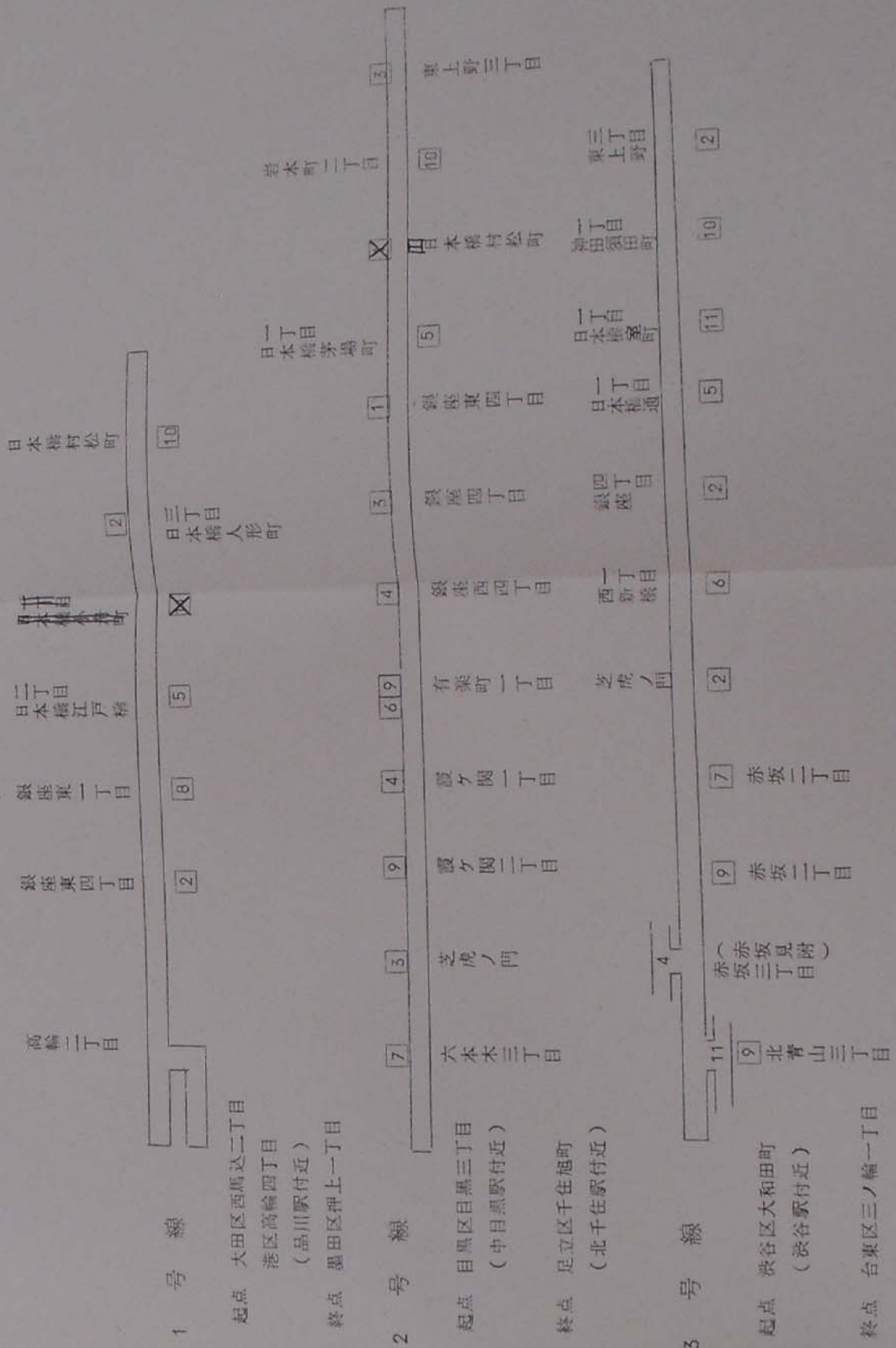
~7~

路線名	起	終	終	主 要 経 過 地	延 長 (キロメートル)	備 考
六号線	品川区平塚二丁目	埼玉県大和町	点	品五反田二丁目、高輪二丁目、三田三丁目、西新橋一丁目、大手町一丁目、神田神保町一丁目、葛日一丁目、千石一丁目、奥町二丁目、板橋一丁目、志村一丁目、志村西台町各付道	30.5	
七号線	品川区上大崎三丁目	北区岩淵町一丁目	点	南麻布二丁目、赤坂二丁目、永田町二丁目、千代田二丁目、市ヶ谷町一丁目、小石川一丁目、駒込三丁目、王子一丁目各付道	20.5	
八号線	練馬区練馬一丁目	中央区銀座一丁目	点	株台一丁目、小竹町二丁目、向原一丁目、栗町二丁目、西芝袋一丁目、南池袋二丁目、東池袋五丁目、香取二丁目、南口一丁目、飯田町二丁目、九段北四丁目、麹町四丁目、麩ヶ岡一丁目、有楽町二丁目各付道	16.5	練馬一丁目～小竹町二丁目間、飯田町二丁目～銀座一丁目間は新計画区間
	板橋区上赤塚町	練馬区小竹町二丁目	点	平和台四丁目付道	4.3	
九号線	練馬区中村北三丁目	文京区香取二丁目	点	南長崎五丁目、目白三丁目各付道	9.1	
	世田谷区喜多見町	足立区練馬四丁目	点	上原一丁目、神宮前六丁目、南青山四丁目、赤坂三丁目、麩ヶ岡二丁目、大手町一丁目、神田板橋台四丁目、湯島三丁目、千駄木三丁目、西日暮里五丁目、千住二丁目各付道	32.5	
十号線	新宿区角筈二丁目	江東区深川住吉町二丁目	点	新宿三丁目、住吉町、九段北四丁目、九段北一丁目、神田小川町二丁目、神田須田町二丁目、日本橋馬喰町一丁目、深川森下町二丁目各付道	12.5	全線新計画線
十一号線	世田谷区玉川町	中央区日本橋皇町一丁目	点	新町三丁目、上馬三丁目、三軒茶屋町、上目黒八丁目、上通り三丁目、北青山三丁目、永田町二丁目、麹町一丁目、九段北一丁目、神田神保町二丁目、大手町一丁目各付道	18.2	上通り三丁目～日本橋皇町一丁目間は新計画区間
計					261.1	

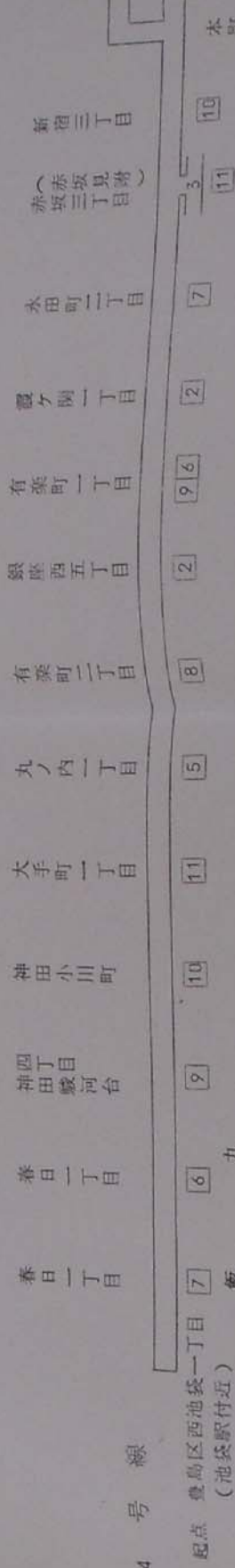
(参考) / 主な経過地名は、既設駅から向かって左側の町名を記してある。
 2. 起終点は、今回の変更及び追加路線については、駅中心を表示した。
 3. 延長は路線延長を示す。
 ~9~

東京都市計画高速鉄道立体交差箇所

別表一 2

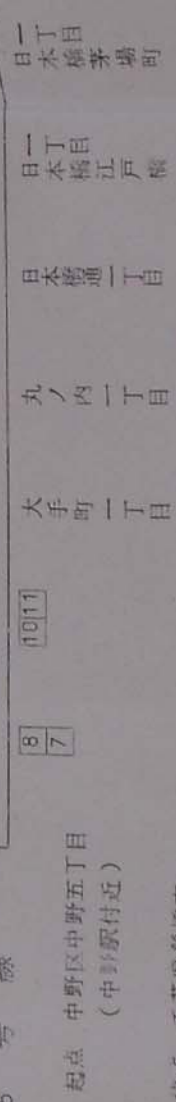


4 号線



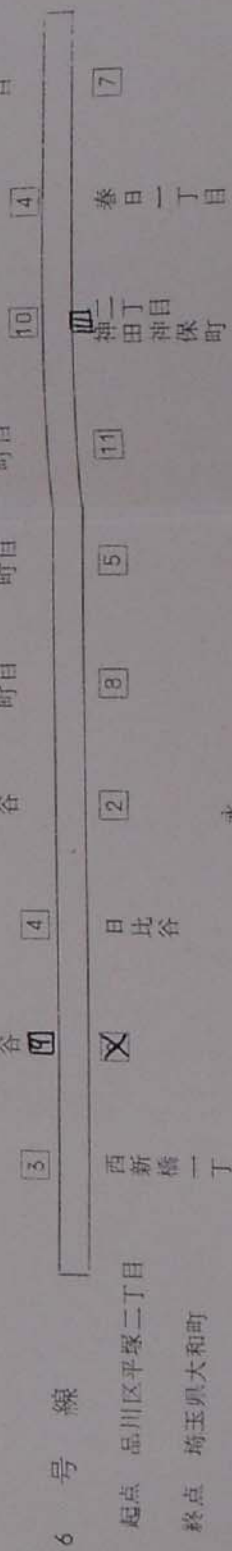
起点 豊島区西池袋一丁目 (池袋駅付近)
 終点 杉並区荻窪三丁目 (荻窪駅付近)
 杉並区方南三丁目

5 号線



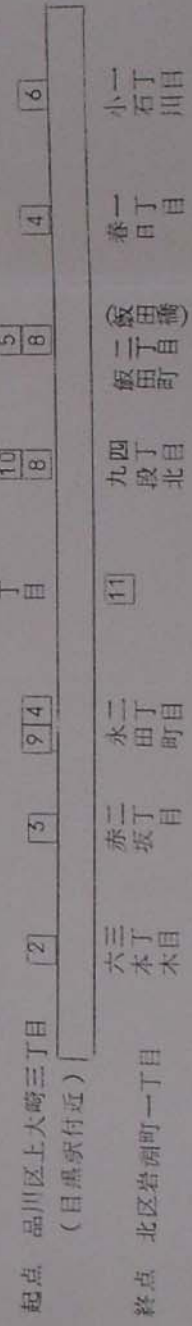
起点 中野区中野五丁目 (中野駅付近)
 終点 千代田区千代田 (西船橋駅付近)

6 号線



起点 品川区平塚二丁目 (目黒駅付近)
 終点 品川区平塚二丁目

7 号線



起点 品川区上大崎三丁目 (目黒駅付近)
 終点 品川区上大崎三丁目

8 号線

起点 練馬区練馬一丁目
(練馬駅付近)
板橋区上赤塚町
(成増駅付近)
練馬区中村北三丁目
(中村橋駅付近)

終点 中央区銀座一丁目

9 号線

起点 世田谷区喜多見町
(喜多見駅付近)

終点 足立区綾瀬四丁目
(綾瀬駅付近)

10 号線

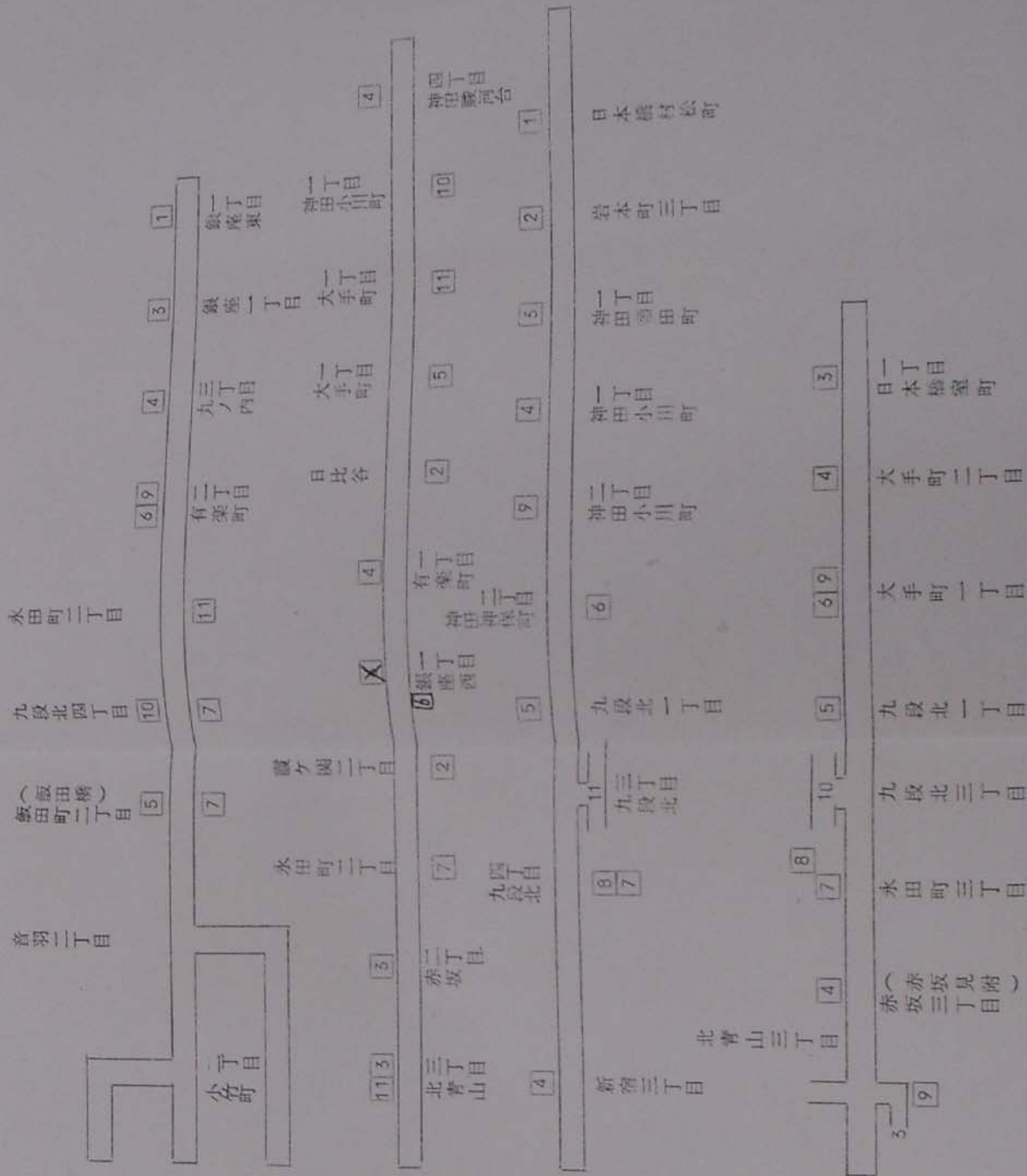
起点 **新宿区角筈**
~~板橋区代々木二丁目~~
(新宿駅南口付近)

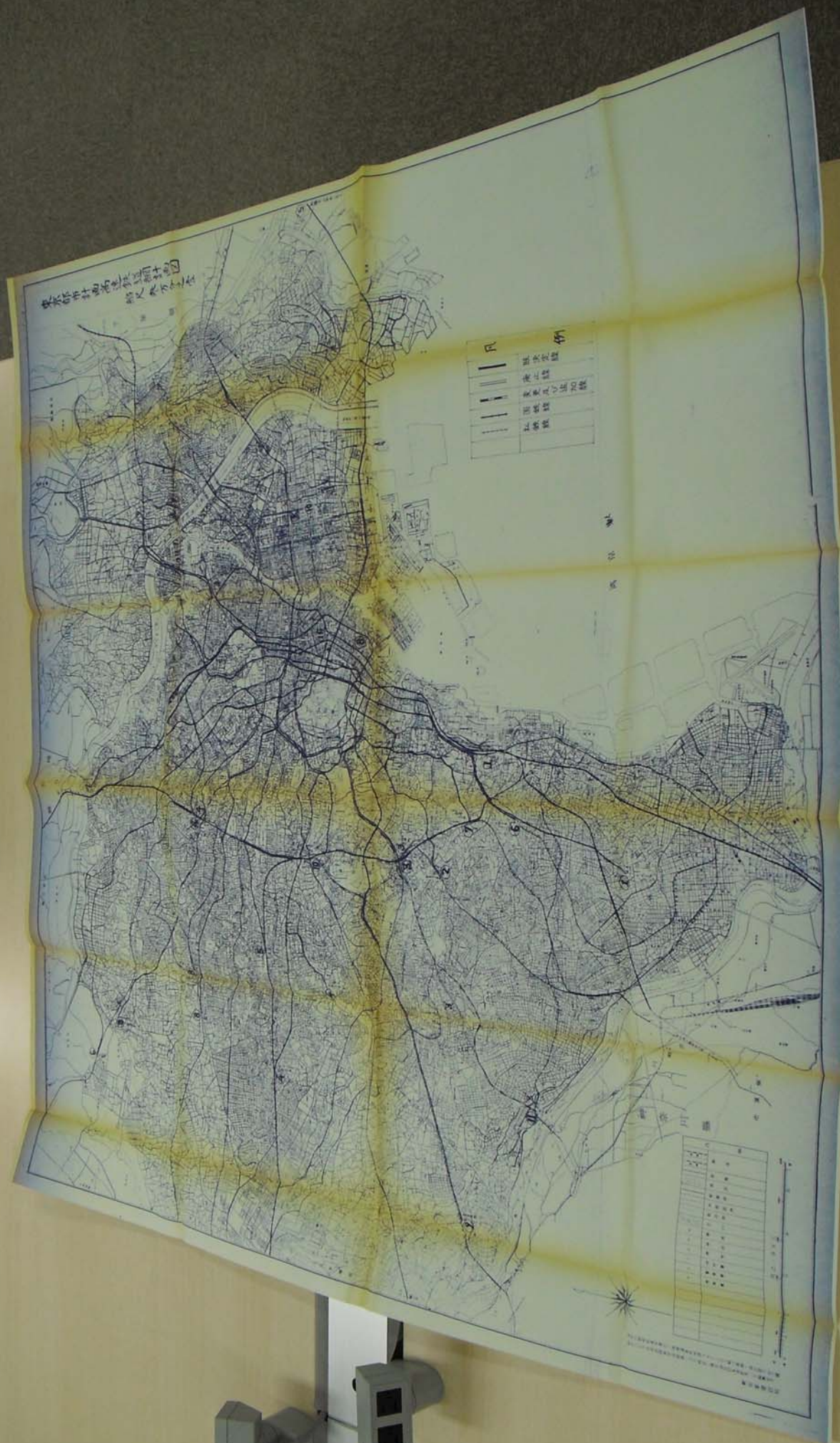
終点 江東区深川住吉町二丁目

11 号線

起点 世田谷区玉川町
(二子玉川園駅付近)

終点 中央区日本橋室町一丁目





新市街路圖
第一次設計圖

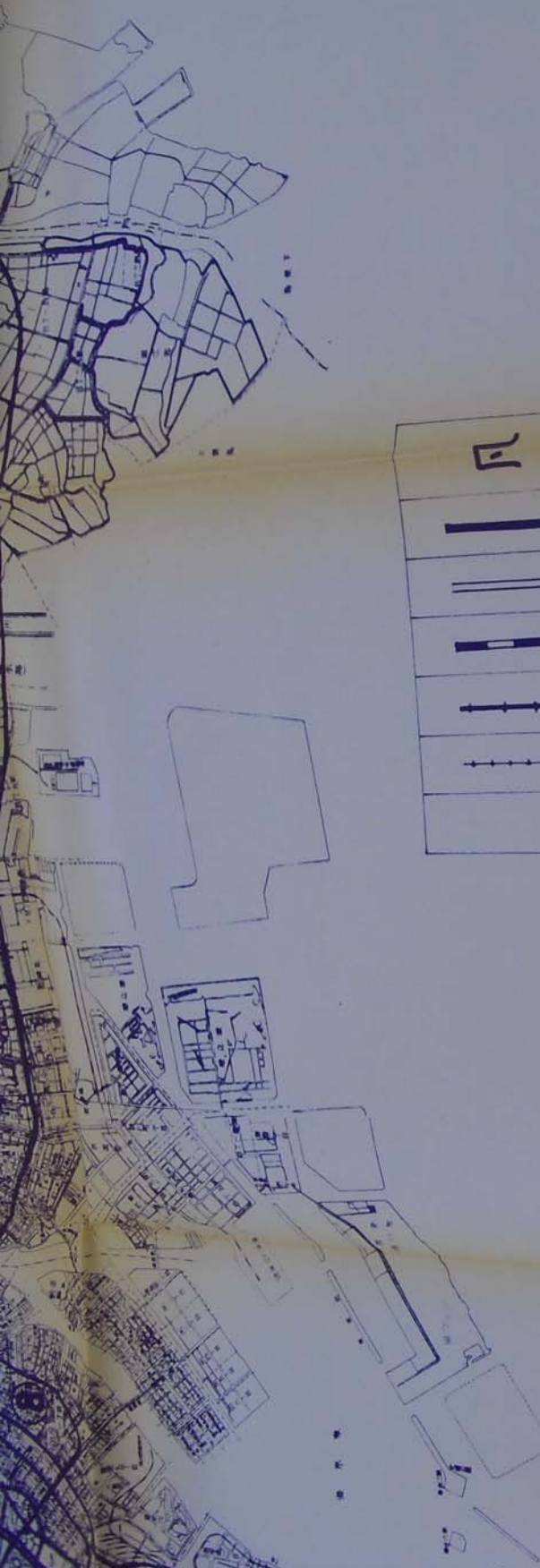
——	界線
——	主要道路
——	次要道路
——	鐵路
——	70號






1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50

東京都市計画高速鉄道網計画図

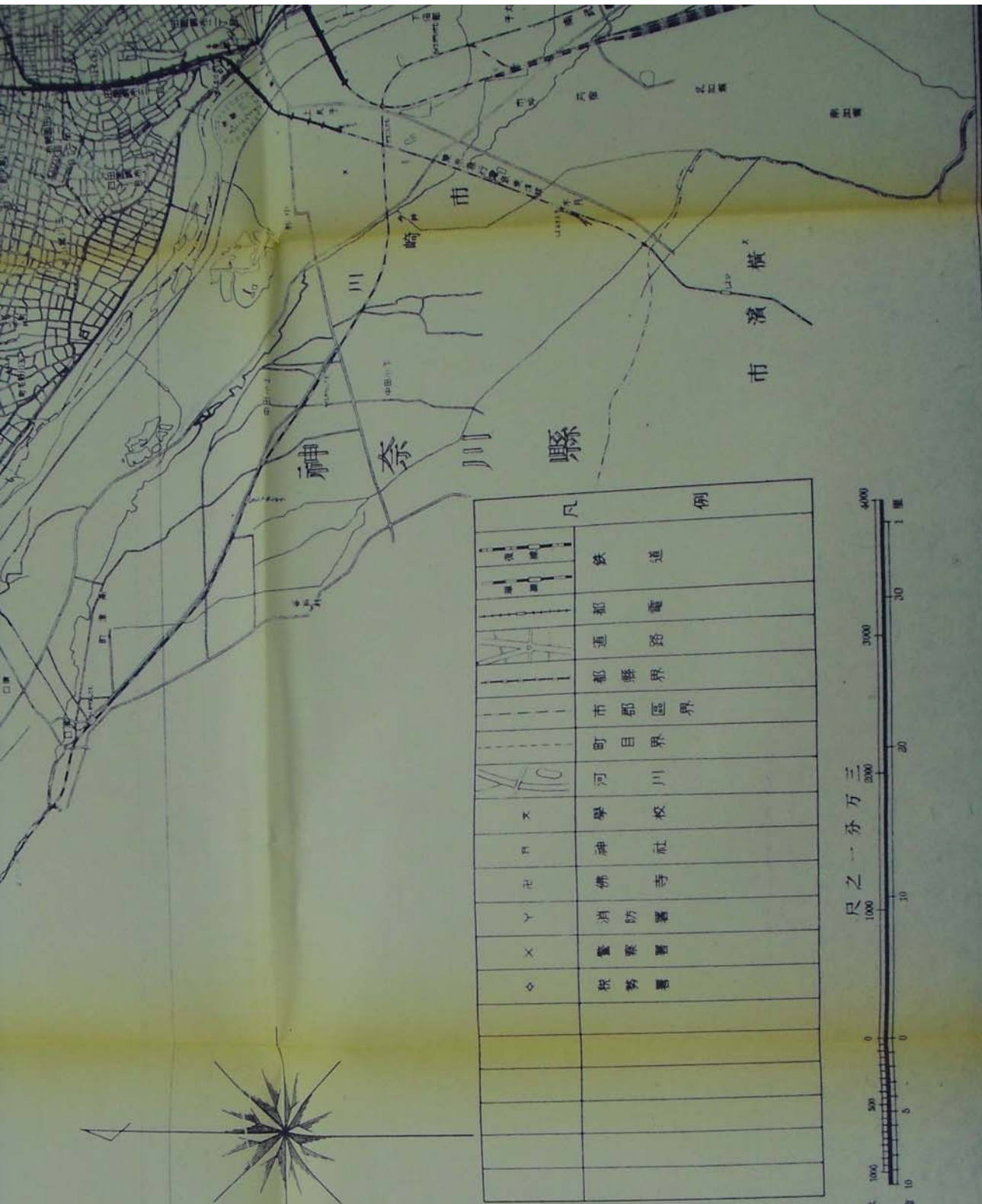
縮尺 参万分之一



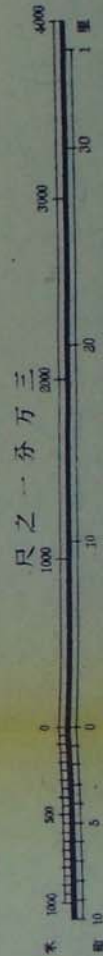


凡 例	
	既決定線
	廃止線
	変更及び追加線
	国鉄線
	私鉄線

東京 湾

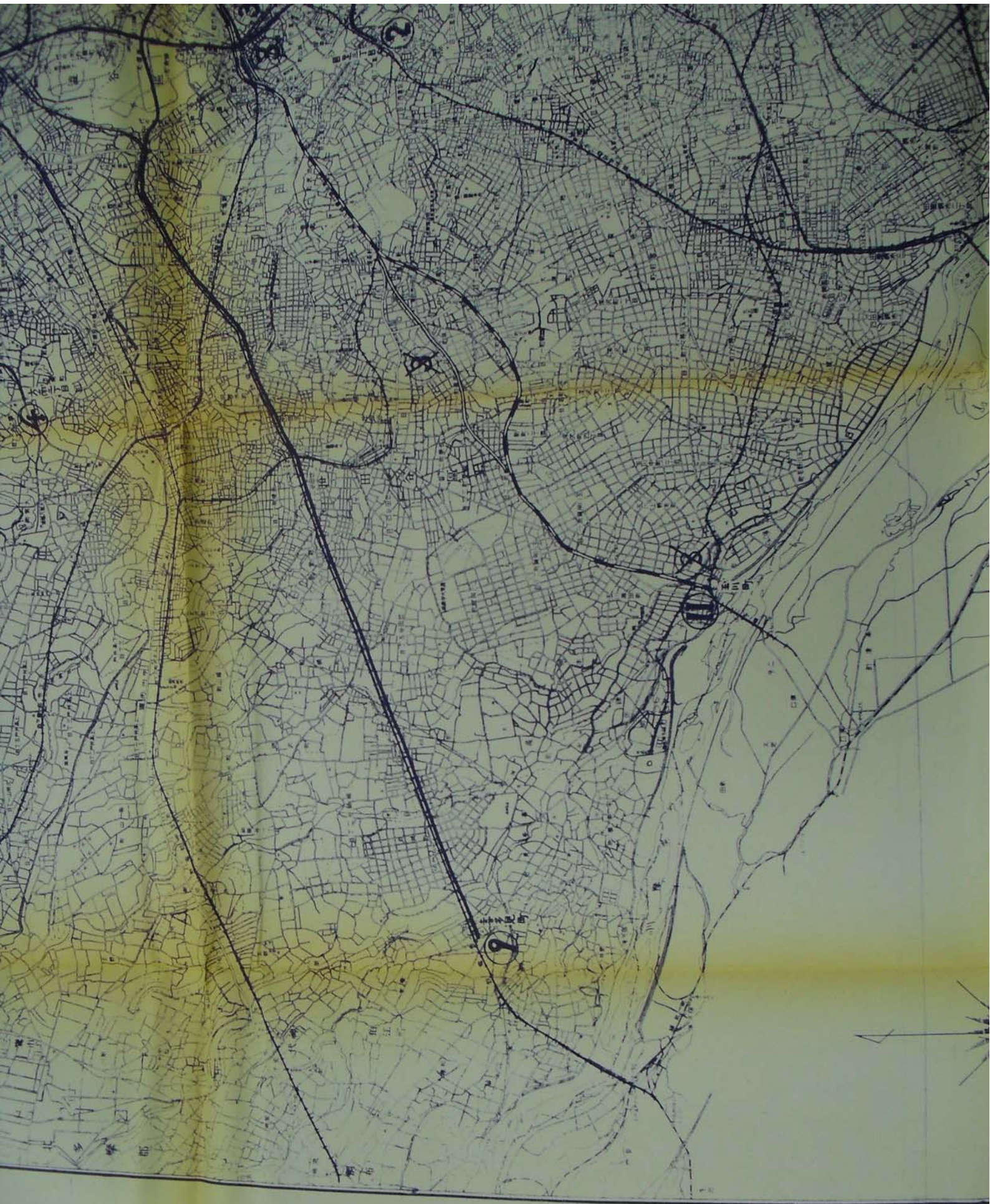


凡 例	
	鉄 道
	都 電
	道 路
	都 縣 界
	市 郡 區 界
	町 目 界
	河 川
	學 校
	神 社
	佛 寺
	消 防 署
	警 察 署
	税 務 署



本圖八昭和拾貳年發行ノ地理調査所地圖ヲ元トシテ之ニ戰災復興ノ爲好意ヲ以テ貸
與セテレタル米國陸軍空中寫眞ニヨリ修正シ株式会社日本地形社ニテ編纂セリ

東京都建設局



東
京
都

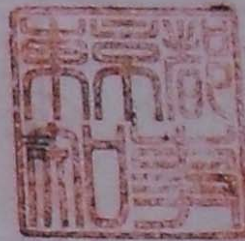


43首計二施発第36号

昭和43年10月2日

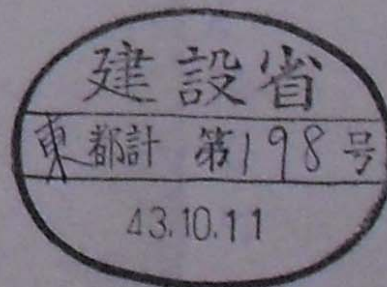
建設大臣 殿

東京都知事
美濃部 亮



東京都市計画高速鉄道の変更及び
追加について

このことについて、別紙のとおり御決定く
ださるようお願いいたします。



距離	東	終	東	主以経過地	延長	方式	概算	概算敷主	田圃	電
新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	江中 江中 江中	江中 江中 江中	新田町 新田町 新田町	約 約 約	地下式	10,000 2,000 10,000	新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	新田町
新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	約 約 約	地下式	10,000 2,000 10,000	新田町 新田町 新田町	新田町 新田町 新田町	新田町

「別紙図面」
告示

理由書

首都における最近の人口分布の変化
に基つて交通量の激増に対処するため
本案のように計画を更及び追加し、
都市交通の円滑を図り、首都の機能の維持
及び増進に資しおらるものである。

新旧对照表

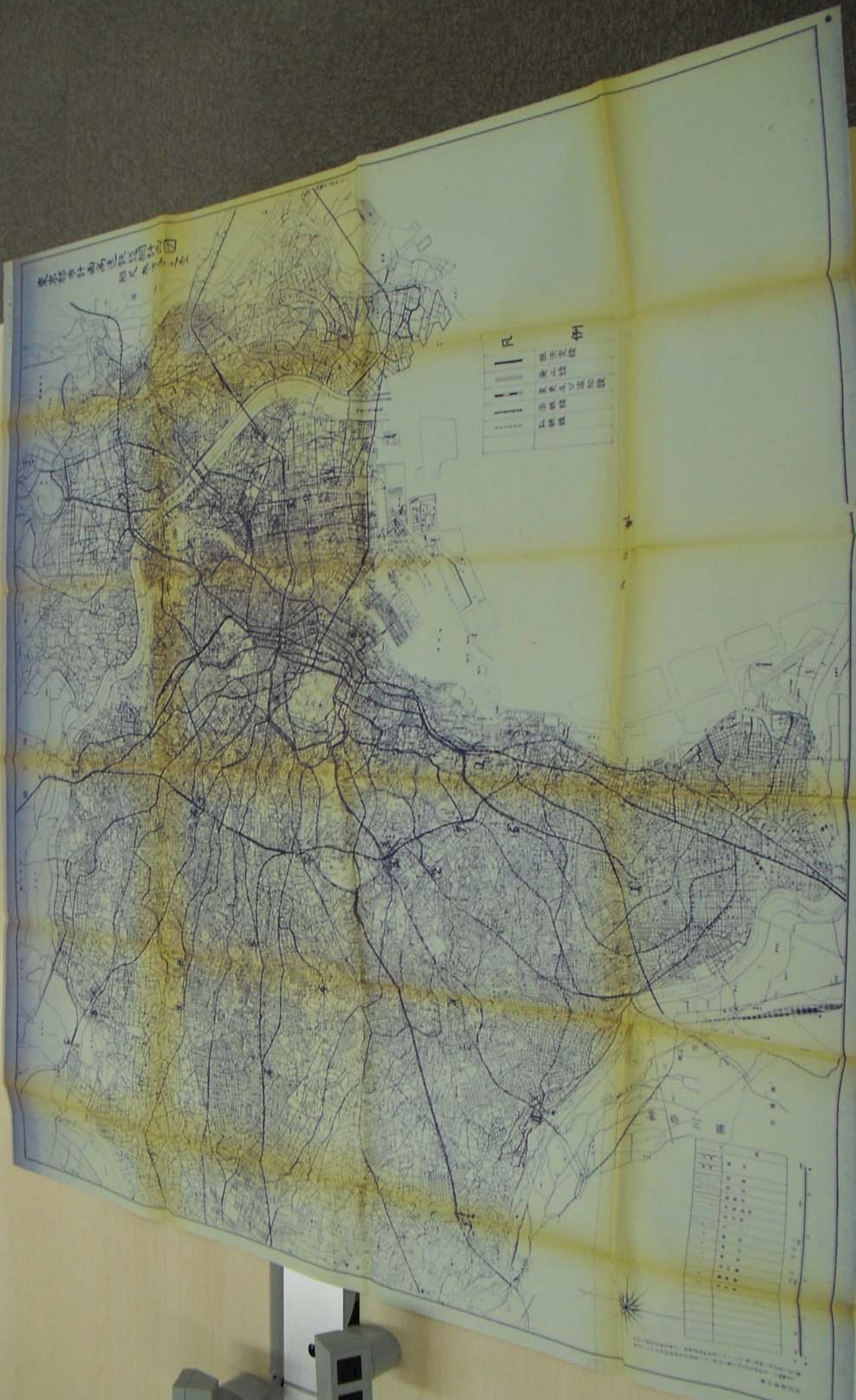
日变更新表

路線名	起	終	主	延 (00+10)	幅 (00+10)	線路敷	備考
3号線	淡谷邑大和田町 (淡谷駅付止)	台車邑三輪 丁目	北青山=丁目、赤坂三丁目、飯沼四丁目、日本橋通一丁目(上野駅付止)、浅草一丁目(上野駅付止)	17.3	約 8,140 8,720	複線	起點及中心 延吉順更
4号線	世田谷邑玉川町 (=玉川園駅付止)	杉並邑最長三丁目 (家窪駅付止)	大塚一丁目、本郷三丁目、池袋三丁目、池袋三丁目、湯島一丁目、丸の内一丁目、銀座四丁目、豊田一丁目、本目町一丁目、吾塚三丁目(吾塚駅付止)、四谷一丁目(四谷駅)各付止	26.0		複線	起點及中心 延吉順更
5号線	豊島邑西池袋一丁目 (池袋駅付止)	杉並邑最長三丁目 (家窪駅付止)	大塚一丁目、本郷三丁目、池袋三丁目、池袋三丁目、湯島一丁目、丸の内一丁目、銀座四丁目、豊田一丁目、本目町一丁目、吾塚三丁目(吾塚駅付止)、四谷一丁目(四谷駅)各付止	23.5	8,340 10,480	複線	起點及中心 延吉順更
6号線	板橋邑上赤坂町 (板橋駅付止)	板橋邑上赤坂町 (板橋駅付止)	板橋一丁目、上赤坂一丁目、上野六丁目	35.5		複線	起點及中心 延吉順更
7号線	中野邑本町通一丁目 (中野駅付止)	杉並邑本町通一丁目 (本町通駅付止)	了生町=丁目付止	27		複線	起點及中心 延吉順更
8号線	神戶邑神戶一丁目 (神戶駅付止)	中野邑本町通一丁目 (本町通駅付止)	坂台一丁目、小町町=丁目、前谷一丁目、常町=丁目、西池袋一丁目、南池袋=丁目、東池袋五丁目、音羽=丁目、南口一丁目、飯田橋=丁目(飯田橋駅)、九段北四丁目(南谷駅)、麩町四丁目、霞町一丁目(有明)=丁目、各付止	46.5	前所計 10,000 10,000 10,000 10,000	複線	起點及中心 延吉順更
9号線	板橋邑上赤坂町 (板橋駅付止)	板橋邑小町町 =丁目	本和台四丁目付止	6.3		複線	起點及中心 延吉順更
10号線	神戶邑中打火一丁目 (中打火駅付止)	文京邑音羽二丁目	南長崎五丁目、目白三丁目、各付止	9.1		複線	起點及中心 延吉順更

Σ 2026 240
29 272

NO. 6

1 枚



北京城內外城圖
 宣統元年

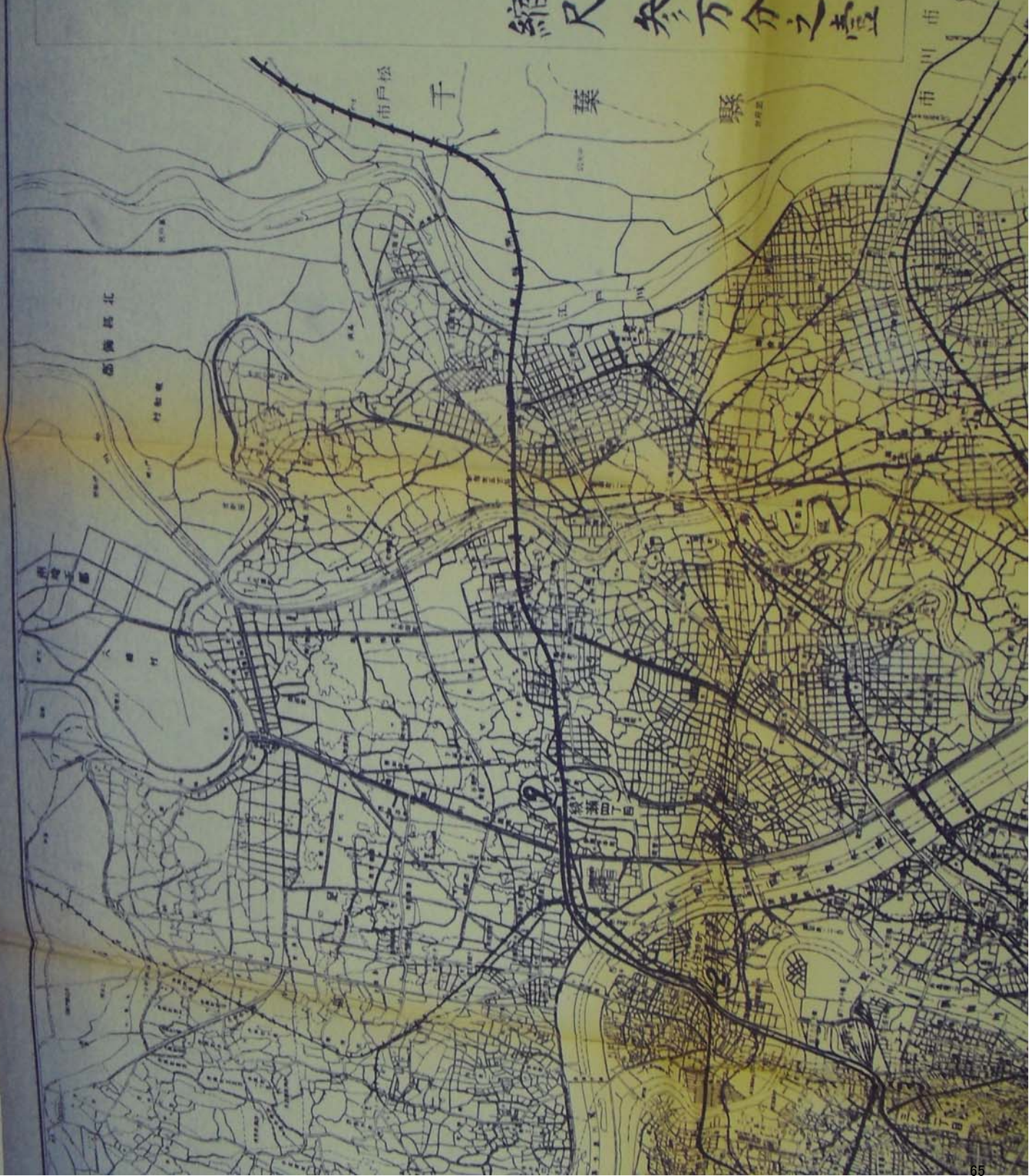
———	城內街道
———	城外街道
———	城內胡同
———	城外胡同
———	城內小巷

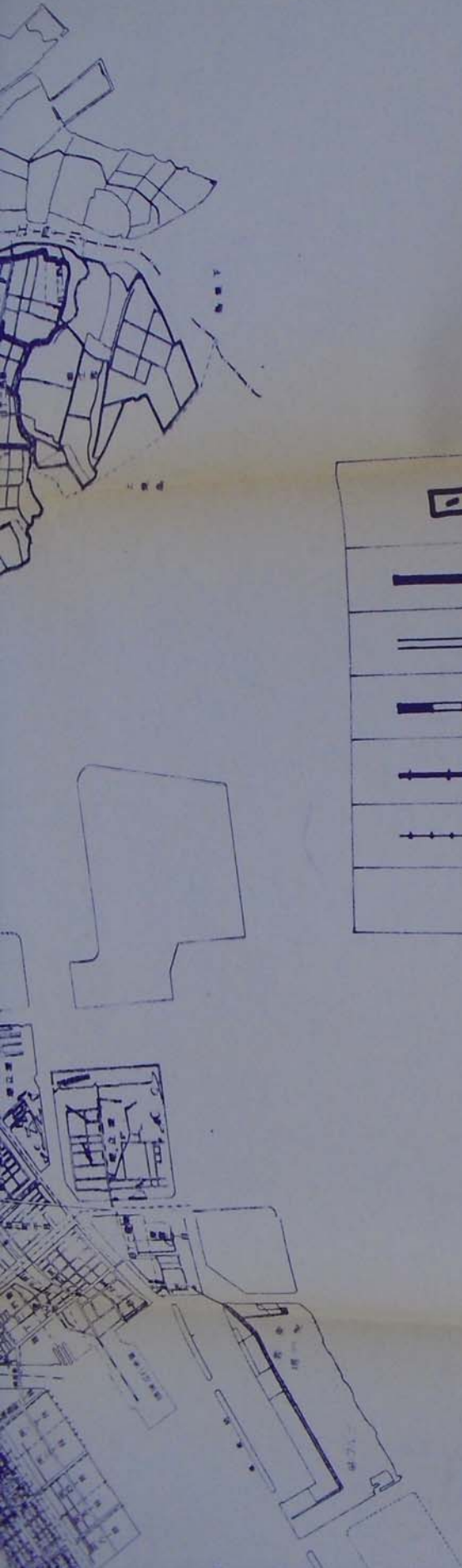
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
31	32	33	34	35	36	37	38	39	40
41	42	43	44	45	46	47	48	49	50


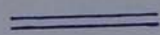


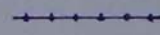
6-36-43-759-52連-4-18

東京都市計画高速鉄道網計画図

縮尺 参万分之一

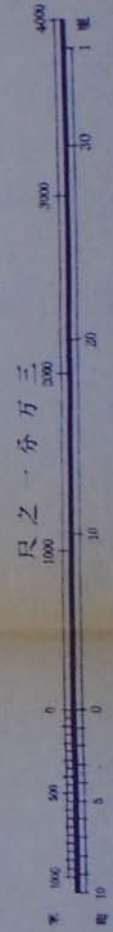




凡 例	
	既 決 定 線
	廢 止 線
	變 更 及 び 追 加 線
	國 鐵 線
	私 鐵 線

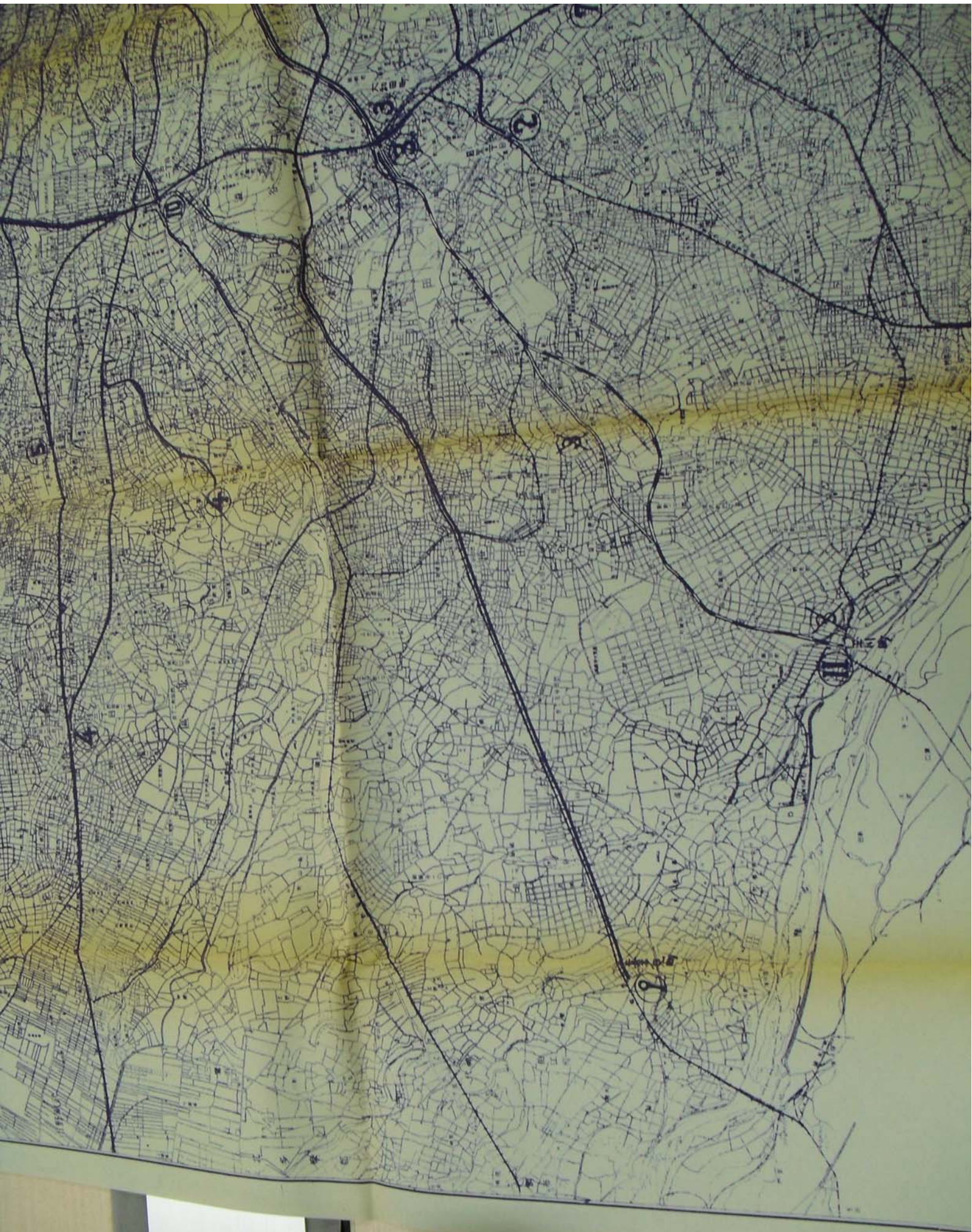


凡 例	
◆	警察署
×	消防署
Y	佛 寺
□	神 社
△	學 校
〰	河 川
---	町 目 界
- - -	市 郡 區 界
- - -	都 縣 界
〰	通 路
〰	都 營
〰	鐵 道



本圖ハ昭和拾貳年發行ノ地理調査所地圖ヲ元トシ之ヲ戰災復興ノ爲好意ヲ基テ貸
與セラルタル米國陸軍空中寫真二三リ修正シ株式会社日本地形社ニテ編纂セリ

東京都建設局



東
京
都

43. 4. 1,000 角2 (オキナ箱)

